

大規模建築物等の届出について

川根本町では自然環境と調和した良好な景観を維持、継承するため、届出対象行為と行為の制限を定めています。

届出対象行為に該当する場合は、景観法第 16 条第 1 項に基づき、事前に届出が必要です。

1. 届出対象区域 川根本町全域

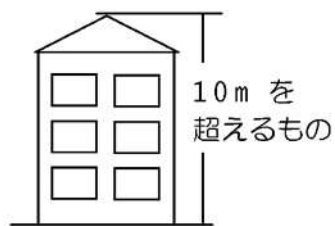
2. 届出対象行為

届出を要する行為の種類	届出を要する規模・要件
建築物の新築、増築、改築 もしくは、移転、外観を変更 することとなる修繕もしくは 模様替え又は色彩の変更	・高さが 10m (増築にあつては、増築後の高さ) を 超えるもの ・延べ面積の合計が 1,000 m ² (増築にあつては、増築後の延べ面積) を超えるもの
工作物の新築、増築、改築 もしくは、移転、外観を変更 することとなる修繕もしくは 模様替え又は色彩の変更	・高さが 10m (増築にあつては、増築後の高さ) を 超えるもの ・太陽光発電設備の設置で、設置後の太陽電池 モジュールの合計面積が 1,000 m ² を超えるもの

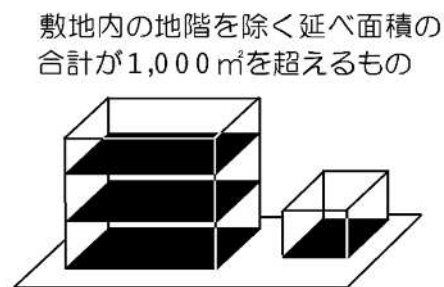
※増築、改築、移転に係る部分の床面積の合計が、10 m² 以下の場合を除く。

※修繕、模様替え、色彩の変更に係る部分の面積が、外観の過半(1/2) 以下の場合を除く。

<参考> ①高さ



②面積



3. 届出書類 (部数 : 1 部)

川根本町内で届出対象行為を行おうとする場合は、あらかじめ次の書類を提出してください。

① 景観計画区域内行為届出書 (様式第 3 号)

② 添付書類

- ・付近見取図 (縮尺 1/2500 以上)
- ・配置図 (縮尺 1/100 以上)
- ・着色立面図 (縮尺 1/50 以上、2 面以上)
- ・周辺状況写真

4. 届出の期限

川根本町景観条例施行規則別表に規定する届出日までにくらし環境課へ提出してください。

- ① 建築確認申請の 30 日前まで
- ② 上記①によらない場合（外観の変更等）は、行為の着手の 30 日前まで

5. 変更の届出（部数：1部）

届出の内容を変更しようとするときは、変更部分に着手する 30 日前までに次の書類を提出してください。

- ① 景観計画区域内変更届出書（様式第 4 号）
- ② 当初の届出に添付した書類のうち、変更に係る書類

6. 完了の届出（部数：1部）

届出した行為が完了した場合は、遅滞なく次の書類を届出してください。

- ① 景観計画区域内完了届出書（様式第 5 号）
- ② 行為が完了したことを示す写真（2 方向以上から撮影した写真）

届出手続きの流れ

○事前相談【届出者】

行為の届出後に内容を変更する必要がある場合、調整が困難となることも予想されますので、行為の構想・計画の早い段階でご相談いただくことをお勧めします。



○届出（景観法第 16 条）【届出者】

事前相談の内容を基に届出書類を作成し、添付書類とともに提出してください。



○審査等

届出の内容を川根本町景観審議会等で審査します。



○建築確認申請等【届出者】



○行為の着手【届出者】

届出から 30 日経過後に着手することができます。（景観法第 18 条）



○完了の届出（条例第 15 条）【届出者】

届出に係る行為が完了したときは、当該行為が完了したことを示す写真とともに提出してください。